

# 臨時報告書

株式会社パスコ

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年3月27日

【会社名】 株式会社パスコ

【英訳名】 PASCO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 杉本陽一

【本店の所在の場所】 東京都目黒区東山一丁目1番2号

【電話番号】 03(5722)7600(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理担当 西本利幸

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区東山一丁目1番2号

【電話番号】 03(5722)7600(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理担当 西本利幸

【縦覧に供する場所】 株式会社パスコ さいたま支店  
(さいたま市見沼区東大宮四丁目74番6号(0Sセンタービル))

株式会社パスコ 横浜支店  
(横浜市中区山下町223番1号(NU関内ビル))

株式会社パスコ 中部事業部  
(名古屋市中区錦二丁目2番13号(名古屋センタービル))

株式会社パスコ 関西事業部  
(大阪府中央区西心斎橋二丁目2番3号(ラウンドクロス心斎橋))

株式会社パスコ 神戸支店  
(神戸市中央区磯上通四丁目1番6号(シオノギ神戸ビル))

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

当社は、平成21年3月27日開催の取締役会において、「財政状態および経営成績に著しい影響を与える事象」に関する決議をいたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づき提出するものであります。

## 2 【報告内容】

訴訟損失引当金繰入額

### (1) 当該事象の発生日

平成21年3月27日（取締役会決議日）

### (2) 当該事象の内容

当社は平成17年10月31日、㈱三井住友銀行に対して2,010,228千円の債務不存在確認の訴訟を東京地方裁判所に提起いたしました。

㈱三井住友銀行は、第三者に対して貸付を行い、その担保として第三者の当社に対する機器売却代金債権を譲り受けたとして、上記売買代金を支払うよう主張していたためです。

なお、上記に関し、㈱三井住友銀行より当社に対し、平成17年12月5日に反訴が提訴され（譲受債権請求反訴事件）、その後、裁判上の手続きにより両訴訟が一本化され、平成20年10月31日に口頭弁論が終結し、平成21年3月27日に東京地方裁判所の判決がありました。

(判決の内容)

- 1、反訴被告(株式会社パスコ)は、反訴原告(株式会社三井住友銀行)に対し、20億1022万8000円及びうち6億60万円に対する平成17年11月1日から、うち14億962万8000円に対する同年12月1日から各支払済み分まで年6分の割合による金員を払え。
- 2、訴訟費用は、補助参加によって生じた費用を含め、反訴被告の負担とする。
- 3、この判決は仮に執行することができる。

当社といたしましては、相手方の責任を認めていない、誠に不本意な判決であり、判決内容を仔細に検討の上、速やかに控訴手続きを執ります。なお、当期の業績は順調に推移していましたが、今回の地裁判決を踏まえ、2,415,015千円を会計処理上は平成21年3月期第4四半期において訴訟損失引当金繰入額として特別損失に計上することといたしました。

### (3) 当該事象の損益および連結損益に与える影響額

当社の損益および連結損益に与える影響額は、いずれも2,415,015千円であります。

以 上